

1004

業 者 特 定 理 由 書

[物品購入] 部品等

名 称	南北線 5000 形車両 T 台車枠		
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社		
機種特定	仕様書のとおり		
特定理由	標記部品は専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記部品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定し随意契約することとしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線 5000 形車両 T 台車枠	
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社	
	上記機器等の用途。性能 *名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体を支え、車両走行に必要な装置	
	部品等の用途・性能	不具合発生時などの復旧を迅速に行うため	
	特定業者と製造メーカーとの関係	同一企業	
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

1009

業 者 特 定 理 由 書

名称	特殊ボルト（ハブボルト）ほか
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
（特定機種）	仕様書のとおり（川崎車両㈱）
特定理由	標記製品は、札幌市営地下鉄東豊線で使用している川崎車両㈱製の東豊線9000形車両専用部品である。標記製品は他の製品とは互換性が無く、専用品でなければ車両に適合せず、メーカー保証が得られない部品である。 標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両㈱より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1010

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	東西線 8000 形車両緩衝ゴムほか	
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング (株)	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両 (株) 製の物品とする。	
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性 が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種 を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門 会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定 することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・ 装置の名称	東西線 8000 形車両台車装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判る ものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体 の重量を車軸に伝えとともに走行・ 制動機能を備えた装置）
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う消耗部品として購入
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令第 11 条第 1 項第 2 号	

1014

業者特定理由書

名称	路面電車 1100 形用駆動装置・主電動機
特定業者	福田実業株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	【機種を特定した理由】 本調達は、本市所有車両である 1100 形用台車に使用する駆動装置および主電動機を購入するものである。 標記機種以外では互換性がないため、標記機種に特定する必要がある。 【特定業者と契約する理由】 標記機種の製造元は東洋電機製造(株)であるが、販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命することとしたい。 (代理店証明書別添)
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1015

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	8000形ハブナット（インナー）		
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング（株）		
（特定機種）	仕様書に掲げる川崎車両（株）製の物品とする。		
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性 が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種 を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門 会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定 することといたしたい。		
	本体機器・設備・システム・ 装置の名称	東西線 8000 形車両台車装置	
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判る ものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体 の重量を車軸に伝えるとともに走行・ 制動機能を備えた装置）	
	部品等の用途・性能	台車装置に走行輪を取り付ける部品で あり、交換部品として購入する。	
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社	
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

10/6

業者特定理由書

名 称	逆流素子盤
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
(特定機種)	別紙仕様書 札交車26第2132号のとおり
特定理由	逆流素子盤は、車両の側引戸の開閉に使用する部品である。他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1017

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名称	東西線8000形車両ブレーキ装置部品ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	キャリパー装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	各車両にブレーキ圧力を作用させる装置
	部品等の用途・性能	年検査にて使用する定期交換用部品
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

名 称	緩衝装置用ダンパほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	緩衝装置用ダンパ、及びストップゴムは、下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、部品を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両㈱（川崎重工業㈱事業承継社）
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器を保守するための部品。 経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

261024

業 者 特 定 理 由 書

名 称	戸閉電磁弁ほか	
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所	
機種特定	仕様書のとおり〔ナブテスコ株式会社製〕	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	① 車両の戸閉装置 ② エアーブレーキ用の電動空気圧縮機装置 ③ ブレーキ制御装置
	上記機器等の製造会社	ナブテスコ株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	①車両のドアを開閉する。 ②圧縮空気をつくる。 ③各車両に一定のブレーキ圧を作用させる。
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換用
	特命業者との製造会社との関係	同一業者
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条13第1項第2号	

1025

業 者 特 定 理 由 書

名称	ハブナット（インナー）
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
（特定機種）	仕様書のとおり（川崎車両㈱）
特定理由	標記製品は、札幌市営地下鉄東豊線で使用している川崎車両㈱製の東豊線9000形車両専用部品である。標記製品は他の製品とは互換性が無く、専用品でなければ車両に適合せず、メーカー保証が得られない部品である。 標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両㈱より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1027

業者特定理由書

名 称	8000 形信号保安装置
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	信号保安 (ATC/CH) 装置 (日本信号株式会社 製) 別紙仕様書 札交車 26 第 5038 号のとおり
特 定 理 由	信号保安 (ATC/CH) 装置は、地上設備と連携して保安信号の授受を行い、速度情報や車両位置等を認識するために必要な 8000 形車両特有の最重要車両保安装置である。 信号保安装置は他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ 8000 形車両に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記機種は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

1028

業者特定理由書

名 称	8000 形誘導無線装置
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	別紙仕様書 札交車 26 第 2127 号のとおり
特 定 理 由	誘導無線装置は、車両と指令所との連絡、非常発報、デッドマン機能（手動運転時に、運転手が気絶などで運転ができなくなった場合に列車を速やかに停止させるための機能）や無操作警報を行う、8000 形車両の無線保安装置である。 本調達は、現在車両に搭載されている誘導無線装置の経年劣化に伴う更新であり、他業者の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しない。 また、標記物品は、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、機種および業者を特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1029

業者特定理由書

名 称	8000 形車内放送装置
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	別紙仕様書 札交車 26 第 2126 号のとおり
特 定 理 由	車内放送装置は、乗客への車内案内、商用・啓発放送ばかりではなく保守関連放送の音源起動・拡声に関わる、8000 形車両特有の保守運用装置である。 本調達は、現在車両に搭載されている車内放送装置の経年劣化に伴う更新であり、他業者の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しない。 また、標記物品は、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、機種および業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

261034

業 者 特 定 理 由 書

【物品購入：予定価格が500万円を超える】

名 称	逆流素子盤ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	購入仕様書のとおり [川崎車両(株)製]	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両(株)より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両用逆流素子盤 南北線車両用ヒーターパッキン 南北線車両用車体接地シュー
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の側引戸の開閉に使用する部品 ヒーターの発熱部分を安全に固定する部品 車体に電流が流れた場合、大地に逃がす部品
	部品等の用途・性能	劣化等に伴う交換用として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 政令第11条第1項第2号	

261035

業 者 特 定 理 由 書

名称	弁組ほか
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱製〕
特定理由	標記物品は南北線車両用の自動高さ調整装置（荷重が変わっても車体床面の高さを一定にする装置）、ギャリパ装置・マスターシリンダ等（空気ブレーキ圧力を液圧力に変換し、ブレーキ油を圧送することで、ギャリパに供給し、ディスクブレーキを作用させる装置）の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両搭載時に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両（株）より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

261039

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線 8000 形車両空制機器部品		
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所		
機種特定	仕様書のとおり〔ナブテスコ株式会社製〕		
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定することとしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	① 車両の戸閉装置 ② エアーブレーキ用のコンプレッサー装置 ③ ブレーキ制御装置	
	上記機器等の製造会社	ナブテスコ株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	①車両のドアを開閉する。 ②圧縮空気をつくる。 ③各車両に一定のブレーキ圧を作用させる。	
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換用	
	特命業者との製造会社との関係	同一業者	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

1045

業 者 特 定 理 由 書

名称	東豊線9000形車両信号保安装置交換部品
特定業者	日本信号株式会社北海道支店
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	標記物品は東豊線9000形車両に搭載されている日本信号株式会社製の信号保安装置に使用されている専用部品である。 信号保安装置とは列車自動制御（ATC）、列車検知（CH）、列車自動運転（ATO）等の列車の根本的な保安機能を担う装置であり、標記物品は当該装置の交換部品として購入する。 標記物品以外の製品とは互換性がなく標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者についても特定することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1046

業者特定理由書

名 称	ダイヤフラムほか
特 定 業 者	ナブテスコ(株)鉄道カンパニー札幌営業所
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記製品は、ナブテスコ(株)製 9000 形車両空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

261047

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線 8000 形アルミホイール	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限定される特定販売品であるため、業者を特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両 走行輪アルミホイール
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行輪タイヤを装着し、車両を走行させるための車軸の回転力を走行輪タイヤに伝える役割を有している。
	部品等の用途・性能	経年劣化の恐れがあるため交換部品として購入する。
	特定業者との製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

261048

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名称	南北線5000形車両台車交換部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両株式会社製の台車部品	
特定理由	標記物品は台車装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線5000形車両用 台車
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	台車（走行輪車軸、案内輪車軸、高さ調整装置、ダンパー等）に使用する特殊な部品
	部品等の用途・性能	保守整備時の交換部品として購入
	特定業者との製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 /	

1051

業者特定理由書

名称	冷却ファン組立ほか
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特定理由	標記製品は、三菱電機株式会社製 9000 形車両空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1052

業者特定理由書

名 称	防振ゴムほか
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記製品は、三菱電機株式会社製 9000 形車両空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1054

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名称	運行管理装置保守部品その2	
特定業者	(株) 日立パワーソリューションズ フロント営業統括部	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	本調達には下記装置の専用部品を購入するものであり、標記機種でなければ装置に適合しないため、機種を特定することとしたい。 また、標記物品は標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、業者を特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	運行管理装置
	上記機器等のメーカー	(株) 日立製作所
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行する列車を追跡・監視し、運行ダイヤに合わせて転てつ機・信号等を自動制御するとともに、案内表示、案内放送を行う装置
	部品等の用途・性能	経年劣化に伴う交換用
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1055

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名称	集電装置部品	
特定業者	富士電機株式会社 北海道支社	
(特定機種)	品名：仕様書のとおり〔富士電機(株)製〕	
	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしました。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
特定理由	本体機器・設備・システム・装置の名称	集電装置
	上記機器等の製造者	富士電機(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	集電装置は、電車の屋根上部および台車下部に設けられ、車両が電気を受電、送電する装置である。
	部品等の用途・性能	正、負集電装置の性能を維持するための部品。経年劣化等に伴う定期交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	同一企業
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号、 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、	

業 者 特 定 理 由 書

名称	電力管理システム LANBOX /
特定業者	株式会社 日立パワーソリューションズ フロント営業統括部 /
(特定機種)	仕様書のとおり【(株)日立製作所 製】 /
特定理由	標記物品は電力管理システム装置（中央装置、変電所及び電気室制御装置）の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記保守業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 /

1062

業 者 特 定 理 由 書

名称	1100形用コンプレッサー
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所
(特定機種)	仕様書のとおり〔ナブテスコ(株)製〕
特定理由	【機種を特定した理由】 本調達は、1100形用コンプレッサーの予備品の購入である。 標記機種以外には互換性がないため、標記機種に特定したい。 【特定業者と契約する理由】 販売業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特命 することとしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

261065

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両 信号部品						
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店						
(特定機種)	仕様書のとおり						
特 定 理 由	標記物品は南北線 5000 形車両に搭載している、誘導無線装置の専用部品であり、他メーカーの製品とは互換性がなく、標記機種でなければ車両に適合しないため、標記機種を特定いたしたい。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、標記業者を特定いたしたい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: top;"> 標記機器等の用途・性能 </td> <td style="width: 60%; text-align: center; vertical-align: top;"> 誘導無線装置は運転指令との通話や列車の非常時を通報するための装置。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;"> 各装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。 </td> </tr> </table>			標記機器等の用途・性能	誘導無線装置は運転指令との通話や列車の非常時を通報するための装置。	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	各装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。
標記機器等の用途・性能	誘導無線装置は運転指令との通話や列車の非常時を通報するための装置。						
メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	各装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。						
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号						

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線5000形車両ATO制御装置	
特定業者	(株) 日立製作所 北海道支社	
機種特定	仕様書のとおり [(株) 日立製作所]	
特定理由	標記部品は、他メーカーの製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記部品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	ATO制御装置
	上記機器等のメーカー	(株) 日立製作所 北海道支社
	上記機器等の用途。性能 *名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	自動運転 (ATO走行) 時、力行及びブレーキ動作を制御して、車両の走行パターンを管理する装置。
	部品等の用途・性能	経年劣化に伴う更新用として購入
	特定業者とメーカーとの関係	同一企業
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	

1068

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両 信号装置	
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店	
(特定機種)	別表 1 のとおり	
特 定 理 由	本件は既設の南北線 5000 形車両の信号保安装置を更新するものである。信号保安装置は ATC 及び ATO 走行時における車両の制御を行う装置である。他メーカーの製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記装置は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	信号保安装置は車両走行時のチェックイン・チェックアウトを管理するとともに ATC/ATO 走行時の車両の制御を行う装置。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	各装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号	

1069

業者特定理由書

名称	東豊線車両VVVFインバータ制御装置更新
特定業者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	VVVFインバータ制御装置ゲート論理部 株式会社日立製作所 製 別紙仕様書 札交車26第6022号のとおり
特定理由	VVVFインバータ制御装置は、主電動機に力行や電気ブレーキの指令を与え車両を安全に走行させるための装置である。 現在運行している車両に標記業者が製作したVVVFインバータ制御装置が搭載中であり、標記機種でなければ東豊線車両に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記機種は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定いたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	オイルシールほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	標記製品は、札幌市地下鉄東豊線を運行している川崎車両(株)製 9000 形車両における空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ車両に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東豊線 9000 形車両用空制装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東豊線 9000 形車両のブレーキ等にかかわる部品
	部品等の用途・性能	年検査定期交換部品
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1076

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名称	東西線8000形車両チリヨケほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング（株）	
（特定機種）	仕様書に掲げる川崎車両（株）製の物品とする。	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線8000形車両台車装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体の重量を車軸に伝えるとともに走行・制動機能を備えた装置）
	部品等の用途・性能	台車装置に走行輪を取り付ける部品であり、交換部品として購入する。
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1078

業者特定理由書

〔物品購入〕 部品等

名称	PVR208 リムバルブ	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	札幌交車26第0008号に掲げる仕様書のとおり（川崎車両株式会社製）	
特定理由	標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両（株）より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。 標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	走行輪タイヤホイール
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	部品等の用途・性能	5000形車両、走行輪タイヤの室素注入口に使用する部品であり、耐圧劣化などに伴う交換用として購入する。
	特定業者との製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業 者 特 定 理 由 書

【物品購入：予定価格が500万円を超える】

名 称	集電装置部品	
特定業者	富士電機㈱北海道支社	
機種特定	購入仕様書のとおり [富士電機㈱製]	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線5000形車両用集電装置
	上記機器等のメーカー	富士電機㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	電車線から電力を車両に取り込む装置
	部品等の用途・性能	劣化等に伴う交換用として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	同一企業
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業 者 特 定 理 由 書

[物品購入] 部品等

名称	運転台計器盤	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書番号 札交車26第5081号のとおり。(川崎車両(株)製)	
特定理由	本調達は、SIV装置、ブレーキ制御装置等から情報を受信しており、他製品では互換性が無く、標記機種でなければ車両搭載時に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	運転台計器盤
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	運転台計器盤は、LEDをバックライトとした照光式の表示装置で、運転士がBC圧力・MR圧力・主回路電流・バッテリー電圧・架線電圧を把握するうえで欠かせない計器である。
	用途・性能	経年劣化等に伴う更新
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	